

令和2年6月4日 参議院文教科学委員会

○松沢成文君 日本維新の会の松沢成文です。我々はこの著作権法の改正案には賛成なんですけれども、最後にちょっと確認の意味で質問させていただきます。

平成二十四年の法改正で既に刑事罰化されている音楽、映像の違法ダウンロードについては、これまで全く違法行為が摘発されていないんですね。これ、なぜ摘発されないんでしょうか。そもそも、刑事罰化しても実際には摘発や立証がこれできないんじゃないんでしょうか。見解いかがでしょうか。

○政府参考人（今里讓君） 御指摘の音楽、映像の違法ダウンロードにつきましては平成二十四年の著作権法改正で導入されたものでございますが、その際の附則におきまして、刑事罰の運用に当たってインターネット利用が不当に制限されないような配慮を行うべき旨が規定されてございまして、それにのっとり捜査当局において慎重な配慮の下で運用が行われてきたものと考えております。

他方、平成二十五年に文化庁で実施した調査研究によりますと、刑事

罰化を行ったことで、ファイル共有ソフトにおける有償著作物等と考えられる音楽、映像ファイルが大幅に減少したことや、ファイル共有ソフトを通じたダウンロードにつきまして、刑事罰化以降にやめた、減ったと回答したユーザーの割合が約七割程度であったことも確認されております。

このように、実際の摘発には至っていないものの、音楽、映像の違法ダウンロードの刑事罰化につきましては、予期したとおりの抑止効果を発揮したものと理解しております。

なお、権利者が、違法ダウンロードが行われていることを探知した上でダウンロードを行ったユーザーに対して警告を発したにもかかわらずその後もダウンロードが継続されている場合には、侵害コンテンツであることを知りながらという要件にも該当することになりますので、行為の悪質性の程度等によっては刑事上の取締りが開始される可能性があるものと理解をしております。

○松沢成文君 抑止効果はあるけれども、私はこれ実効が上がらないんじゃないかなと心配しています。

大臣、今回の改正で、これまでの音楽、映像以外にも漫画や小説などのほかの著作物に違法ダウンロードとなる対象がこれ広がるわけです

ね。数は少なくとも、実際に取締りをして罰則を適用しないとこれ抑止効果というのは現れません。要するに、罰則はあるけれどもこれ摘発は一切ないといううわさが広まっちゃうと、もうざる法で、こんなの守らなくてもしよっぴかれないから大丈夫だ、やっちゃえ、やっちゃえと、こうなるんです。法律というのはそういうものです。

さあ、大臣は、私はこのままだと抑止効果も見込めないと考えますけれども、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(萩生田光一君) 現時点においてどの程度取締りが行われるかについて予断を持って申し上げることはできませんが、権利者が違法ダウンロードが行われていることを探知した上、ダウンロードを行ったユーザーに対して警告を発したにもかかわらずその後もダウンロードが継続されている場合には、行為の悪質性の程度等によっては刑事上の取締りが開始される可能性は十分あると理解をしております。

また、昨年十月に文化庁が行った国民アンケートにおいて、違法化、刑事罰化がされた場合にはダウンロードをやめる、減らすと回答した者の割合が九割以上となっていることから、実際の摘発には至らずとも大きな抑止効果が期待できるものと考えております。

○松沢成文君 しっかりと効果を上げていただきたいと思います。

今日は著作権法の改正案なんですけれども、著作権、著作物の関連で、私、ちょっと教科書問題について伺いたいと思うんです。

この委員会で三月にも、この教科書検定、ちょっとおかしいんじゃないかという問題提起をいたしました。ただ、大臣は、今検定をやっている最中なのでコメントはできないということでほとんど回答は返ってこない、答弁は返ってこなかったわけなんですけれども。

さて、自由社の中学歴史教科書が検定結果の結果、何と四百五か所もの欠陥を受け、実質的には一発不合格になったんですね。これに対して自由社は、もう、検定意見をそのままもう欠陥箇所に持っていっちゃっているわけですから、これ不当だと、なぜ協議に応じてくれないのか、私たちの表現の方が正しくて、教科書調査官や審議会のこの判断は間違っているんじゃないかと異議を申し立てているんですね。

大臣は、この前の私の質問で、私が指摘したようなことの問題があるのであれば、検定結果後、精査すると答弁をいたしました。大臣は精査したんですか。そして、その精査の結果はいかがでしょう。

もう一点。公正な判断をするには、私は、教科書調査官は大臣のところに報告行くと思いますよ、私たちはこういうやり方でやって、やりましたと。ただ、もうこうやって不正じゃないかというふうに言われてい

るわけですから、もう一方の当事者である自由社と面会して、自由社の見解も聞いた上で、最終決定大臣ですから、大臣が公正で中立な決定を行うべきだと考えますが、自由社とお会いになって意見を聞く、そういうことはしたでしょうか。

○国務大臣（萩生田光一君） 昨年度の中学校用教科書の検定において不合格となった自由社の歴史教科書について、新しい歴史教科書をつくる会が処分撤回を求めていること等を踏まえ、文部科学大臣として、今回の決定を手続的な観点から確認をし、不正は行われていないことを確認をしました。

自由社に限らず、今後も教科書の検定申請を行う意思のある者と文科大臣がお会いするという事は望ましいことではないと思っておりますので、お会いする意思はございません。

○松沢成文君 大臣、自由社、その団体であるつくる会が「教科書抹殺」という、こういう本を書いています。（資料提示）これ、もう出版されているんですね。まず第一点目は、これ読まれました。これしっかり読めば、こんな検定でいいのかなと普通の国民は思うと思いますよ。私、中立的に読んでも、これはまずいんじゃないか、教科書調査官の独善そのものです。それをそのまま審議会に諮っていいんじゃないかという、

これ審議会の委員も、私、何やっていたのかなと本当にびっくりしました。

まず、ほかの教科書と比べても自由社の教科書、そんな、普通の人を読んでも、えっ、これどこがそんなに悪いんだと全く分かりません。ほかの教科書、例えば教育出版とか育鵬社とか東京図書、みんな検定意見が付いているのは三十とか四十ですよ、多くても五十。それで、何と自由社だけ四百五です。

その中で、大臣はこの前、自由社、いろいろ教科書作りが粗くて欠陥が多いんだと言いましたが、例えば学習指導要領に合っていないとか、資料の信頼性がないとか、著作権のところでは引っかけるといっていいか、あるいは誤字脱字、こういう基本的な教科書作りの誤りが何と二〇%から三〇%しかない。普通言われている、この検定意見が付くようなのは、大体三十から、あ、五十ぐらいしかないのかな、百ぐらいか。あとの残りの二百九十二は、理解し難い、誤解するおそれのある、こういう表現なんです。これ、もう完全に教科書調査官の価値観が入っちゃっているんですね。

だから、私は例に挙げました、仁徳天皇の陵は世界最大のお墓で、ここに仁徳天皇が祀られている、祀られているというのはしめすへんに

己みたいなのを書いた祀の方が私は正しいと思う。それを、教科書調査官は葬られている方の字を使わなきゃ駄目だと言うんです。でも、その自由社はこういう考えで祀られているを使っているんです、こっちが正しいと思っていても、それに対する反論がきちっとないんですよ。それで、おまえらのは間違いだから許せない、欠陥箇所だと、積み上げていくと四百九十五。こんな一方的なやり方ありますか。

これ、大臣、私、次また質問します。ですから、次の質問までにこれ一回読んでみてくださいよ。大臣、最終決定者です。自由社だって、もう四年に一回ですから、検定。二年も三年も掛けて必死に教科書を作ってくるんです。それを一方的に教科書調査官の独善で、審議会でもろくな議論もせず、ちゃんとした議論をしているなら、僕、情報公開取りたいんですけどね、それで教科書を一発不合格で抹殺してしまう。こんなやり方は検定じゃないですよ、検閲ですよ。大臣、是非ともこの本を読んでいただいて、この自由社の教科書についてはもう一度検定をし直していただきたい、要求しておきたいと思います。

さて、これから教科書検定の改革の話をしてします。

まず、私が思うのは、今回の一発不合格制度、こういう言葉がいいかどうかは分かりませんが、これまでのやり方と違って、一ページ

当たり掛ける一・二倍した数以上検定意見が付いたら、もうほとんどそれを修正する期間ないんです、二十日に縮められて。修正教科書を持っていても、ほとんど教科書調査官、意見聞いてくれない。そこで、もうあなたたちのは駄目ですと一発不合格なんです。再申請してもいいけれども、それは翌年の六月ならいいというんですよ。そうしたら、もう教科書採択に間に合わないから、もう四年間は地方自治体を選択してもらえないんですよ。

まず、一発不合格制度というのは、もう極めて教科書調査官の権限をもう独裁化するものであって、こういうことがあるとほとんどの教科書会社は、まあ自由社みたくなりたくないなど、とにかく無難な表現にしておかないと、教科書調査官ににらまれて一ページ掛ける一・二倍以上の意見が付いちゃったら、うちも一発不合格になっちゃうよと。こうやって表現の自由が曲げられちゃうんですよ。一発不合格制度、絶対にこれは廃止すべきだと思います。

教科書検定の基本は、まず、学習指導要領に沿っているかということを見ること、それともう一つは、誤字脱字とか資料の違いだとか、そういう極めて、何というか、事務的なというか、そこをきちっと把握して、それを修正意見と出して、そういうところは直させるんです。

でも、表現の使い方とか、認識の表現の仕方は改善意見と、以前はあったんですよ。ということで、改善意見を付けて、それで教科書調査官と教科書申請者が一か月、二か月掛けて、ああ、そうだな、ここはこう直せば、うん、いいかな、こうやって改善をしていくのが教科書制度の意義なんですよ。

教科書検定の意義、こう書いてありますよ。著作者、これ民間の創意工夫に期待するとともに、検定を行うことによって適切な、より質の高い教科書を確保すること。これ、議論して調整する余地を奪っておいて、検閲みたいな制度を入れて、教科書検定成り立ちません。

今、二つ言いました。一発不合格制度という、いわゆるこの制度を廃止すること、もう一つは、改善意見は教科書申請者と調整するということをきちっと制度の中に盛り込むこと、この二点について、大臣の見解を伺います。

○国務大臣（萩生田光一君） 御指摘のいわゆる一発不合格制度は翌年度の再申請の仕組みですが、これができた経緯として、平成二十六年度、中学校歴史教科書の検定において、当初申請で不合格となった二社の欠陥箇所数が著しく多く、年度内に再申請から検定決定までを行う上で十分な時間的余裕がない点が審議会において課題とされました。

このことの反省を踏まえ、児童生徒により適切な教科書を提供するため、欠陥箇所が著しく多いものについては、図書の修正に十分な時間的余裕と審議会での審議に十分必要な時間を確保する観点から、年度内再申請を認めず、翌年度再申請を可能とする制度改革を平成二十七年度に行いました。制度改革の趣旨は現在も重要であると認識しており、翌年度再申請の仕組みを廃止することは現時点では考えておりません。

また、検定の意見は、これを踏まえた修正がなされれば合格しないものであり、昭和六十三年度までの修正意見に相当するものです。当時の改善意見は、これを踏まえた修正をするか否かの判断が教科書発行者に委ねられている指導助言的な性格を持つ意見でしたが、教科書としての適格性の判定に重点を置く観点から廃止をされたものです。

なお、教科書の申請者と申請本の調査に当たる教科書調査官が指導助言的な意味合いの調整を密に図った場合、教科書の内容に特定の調査官の意向が色濃く影響を与えることにもなりかねないため、改善意見のような仕組みを復活させることは慎重であるべきであると考えているところでございます。

○松沢成文君 私はこういう、もしかしたら不正のような検定が行わ

れている可能性がある、私は疑問に思っています。こういう国民たくさんいると思うんです。

そこで、これも提案ですが、もうちょっとこれ意見聞きません、答弁長くなっちゃうんで。情報公開ですよ、審議会の。教科書審議会、教科書、何だっけ、長いんだな、これ、教科用図書検定調査審議会、たくさんの学者さんが集まっていると思います。これ行政権限持っていますよね、教科書検定ほぼここで決まるんですから。最終的には大臣が決めるんだけど、大臣は、大臣が最終決定権者だから、改革するために、大臣が思い切って教科書検定やり直せと私が言ったら、いや、私は政治家だし、行政マンだし、行政のトップだし、政治や行政の意向が介入してはいけないので、私にはそれできませんと前回言っているんです。ですから、教科書審議会がほぼ決めるんです、行政権限持っているんです。

行政権限持っているその政府の文書管理ガイドラインというのは、今、コロナの専門家会議でも注目されていますけれども、政策の決定や了解をする会議は、誰が発言したのか、詳細な議事を議事録作成が義務付けられたわけですよ。ですから、これは作成されているわけですね。

これを公開しろと言うと、必ず言うんですね、議事録は原則公開ですと、ただし、行政処分の前提となる審査は議事録、議事要旨とも公開し

ないと。つまり、教科書検定に関わっているときの議論は公開できませんというんです。でも、これじゃ、誰が不正な教科書検定をチェックできるんですか。これ、議事録は公開して、そして国民がそれを、終わった後でもいいですよ、読んで、この検定のやり方おかしいんじゃないかとチェックできる仕組みがなければ、これ、教科書調査官と教科書審議何とか委員会の独善になっちゃいますよ、教科書検定は。大臣がチェックしないとやるんだもの、最後に。国民がチェックできるように情報公開してください。

まあこれ答弁求めても長いだけだから、次行きます。

さて、もう一点指摘しますが、今回の検定で山川出版が、いわゆる従軍慰安婦という記述、これ復活したというか、認められたんですね。それで、戦場に設けられた慰安施設には、韓国、中国、フィリピンなどから女性が集められた、括弧いわゆる従軍慰安婦。

これ、教育基本法の改正があって、それに基づいて学習指導要領が改正されて、そして、その大きな目的の中に、日本の歴史、伝統、文化を尊重して愛国心、愛郷心を育もうと、こういう記述が入ったので、慰安婦だとか南京大虐殺のちょっと過度な表現とかは教科書からなくなって、大分正常化されたんですよ。

それで、いわゆる従軍慰安婦なんという言葉、これこそ高校生理解できないんじゃないですか。誤解するんじゃないですか。何で慰安婦って書かないのかなと、いわゆると出てくる。

これね、河野談話にいわゆる従軍慰安婦と出ているので、それを引用すれば文句言えないだろうと、こういう魂胆なんですよ。こうやってまた自虐的な表現がどんどんどんどん復活してきているんですね。

さあ、大臣、このいわゆる従軍慰安婦だって十分これ生徒が誤解するおそれがあって、これ検討やり直すべきじゃないですか。こういうのをどんどんどんどん認めていたら、また昔のように自虐的な表現ばかりの教科書があふれることになりますよ。いかがですか。

○国務大臣（萩生田光一君） あくまでも審議会の審議の結果ですが、当該図書におけるいわゆる従軍慰安婦との表記は、平成五年の河野官房長官談話においても使用されていることから、検定において意見を付すことにはならなかったものと承知をしているところです。

○松沢成文君 前回の質問でも申し上げましたが、大臣は自民党時代に、教育再生実行本部特別部会の何か主査みたいなものを務めて、そのときには、教育基本法も他国に敬意を払うという表現もあるんだから近隣諸国条項なんかはもう要らないんだということを一つのこの、何

というか、目標に掲げて運動してきたわけですよ。私は、この山川出版のその表現もやはり近隣諸国条項の影響を受けていると思うんです。近隣諸国条項というのはもうこの十年以上ほとんど適用されていません、いません。これ、適用できないんですよ。

例えば、領土問題や竹島や尖閣の問題、あるいは歴史問題で、日中戦争の問題なんかで、日本の立場を強調するような表現が出てくると必ず中韓からクレームが付くから、政治問題化しては困る、外交問題化したらと思って、これ使えないんですよ。だから、しかし、この条項があることによって、この条項に守られて、国益に反するような自虐的な表現が平気でどんどん出てくるんです。私が言っていること分かりますかね、大臣。これ、本当に日本の国の尊厳って何なのか、日本の国益って何なのか。これ、国民のための教科書を作るのに近隣諸国に配慮しなければなりませんなんていう条項があることによって外交に利用されて外圧に屈しているんですよ、今の日本は。

私は、この近隣諸国条項、これは難しいのは分かっていますよ、本当に政治問題化したら大変だと思いますけれども。これ、いつか誰かがこの改革をしない限り、一生日本の国は中国や韓国におもねって、そして、ああこんな表現したら、教科書の中にね、こんな表現したら怒られるか

らまたやめておこう、こうやっていき続けるんですか。これは国益の問題です。

大臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣（萩生田光一君） 教科書検定基準におけるいわゆる近隣諸国条項については、昭和五十七年に当時の宮沢官房長官談話を受けて検定基準に追加されたものであることから、その見直しについて文部科学省が単独で判断をするものではないと考えております。

○松沢成文君 見直しについては官房長官談話で出てきたものであるから、文科省では判断できないというような答弁だったと思いますが。

大臣、こういうのを責任回避と言うんです。検定基準を改革するのは文科大臣の権限であり責任なんですよ。でも、近隣諸国条項は、確かに鈴木善幸さんが総理のときにいろいろ中国ともめちゃって、これ収めるために宮沢さんが、とにかく収めるために、こういう談話出さないと中国にも行けないと、日中国交回復十周年の大事なときでしたからね、そうやって政治家が出しちゃったんでしょう。でも、その政治の失敗はどこかで改めなきゃいけない。それは、大臣は内閣法四条三項に基づいて総理大臣に、近隣諸国条項はもう廃止しましょう、これ提出できるんです。で、それが閣議で認められれば近隣諸国条項は廃止できるんです。

ね。

さあ、こういうことを言うと、そんなこと政治的に難しくてできるわけじゃないじゃないかって、みんな大人の議論になるんですが。大臣、私、提案します。

外交は、国際協力は、国際協調は、相互主義に基づいてやらなきゃ駄目です。一方的に日本だけが請け負って相手が有利になる、そういう条項は駄目なんですよ。だから、中国や韓国やあるいはほかの近隣諸国、必要であればこうやって提案してください。自国の歴史、文化を大切にすると同時に近隣諸国との国際理解、国際協調を図りましょうというのを我々も教科書作りの一つの基準に入れていきますと。じゃ、韓国も中国も、相互主義ですからこれ入れてください、みんなで連携してやりましょう、こう提案したらいいじゃないですか、国同士で。それで、韓国、中国が、いやそんなの駄目だと、日本だけが戦争を起こして悪い国なんだから、日本だけがこういう枠をはめないといけないんだというようなことを言われたら、これ国益に反することですから、いや、それはおかしいですねと、我々は外交は相互主義に基づいてやるものだと思いますと、だから今回、近隣諸国条項は撤廃させていただきますと、こうやって平然と議論していけばいいじゃないですか。それぐらいの

意思がないと、一生日本は属国のように、教科書を作るのにも近隣諸国に配慮しながら、言いたいことも言えずに、そしてきちっと自分の国の意思を言ったらたたかれるのが怖いからやめておこうとなるわけですよ、なっているわけですよ。

大臣、是非とも閣議にこれ提案していただけませんか。あなた、政治家として、自民党代議士としてやるべきだと言ってきたんだから、大臣になってそれをやる権限を持ったんだから。見解を伺います。

○国務大臣（萩生田光一君） 先ほども申し上げましたけど、これは政府全体で共有すべきことで、先生の御主張は非常に理解するところもございます。

ただ、やっぱり相手のいることでもありますし、例えば、私、現在の日韓合意のときには官房副長官として、青瓦台、あの席に座っていました。文書には書いていないけれども、その中で様々な約束をしましたが、やっぱりそれは相手がどう理解するかによって履行されるかどうかということでもありますから、何か書き込めば全て解決するということでもないんだと思います。

貴重な御意見として受け止めさせていただいて、今後の政治活動の糧にしたいと思います。

○松沢成文君 慰安婦の日韓合意も平気で韓国から破棄されたわけ
です。これ、近隣諸国条項だって、やっぱり相互主義と考えるとおかしい
ので、我々はこれはなくします、よろしくと平然と言ったらいいんです
よ。それぐらい強い意思持って外交やらないと日本の国益は守れない
ということを御指摘して、質問を終わります。